

玉名市学校給食施設再編検討業務仕様書

1 業務名

玉名市学校給食施設再編検討業務委託

2 業務の目的

玉名市（以下「本市」という。）の学校給食は、3施設の「学校給食センター」と2施設の「自校調理場（学校内にある単独調理場）」で調理を行い、約5,500人の児童生徒に学校給食を提供している。

しかし、これらの学校給食施設では、施設の老朽化への対応に併せて、衛生管理基準に基づいた給食施設への対応が求められている。

さらには、食育の充実や食物アレルギー対応への要請、少子化に伴う児童生徒数の減少等、今日の学校給食を取り巻く環境の変化に対応し、今後も将来に渡って安全安心な学校給食を安定的、継続的に提供できる給食施設の体制を整える必要がある。

本業務では、「(仮称)玉名市学校給食施設再編計画」を策定するにあたり、専門的な知識、経験、技術等の支援を受け、再編について調査・検討し、本市として最適な施設再編計画を決定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 施設の状況（令和6年4月1日現在）

調理場名	建築年	提供校数	提供食数
玉名中央学校給食センター	2004年	11校	3,000食
岱明学校給食センター	2004年	5校	1,000食
天水学校給食センター	1999年	3校	450食
玉名町小学校	1992年	1校	700食
横島小学校	1987年	1校	250食

5 事業スケジュール（予定）

令和6年度 再編計画策定
令和7年度、8年度 基本設計、実施設計
令和9年度、10年度 施設改修、機器更新
令和11年4月 給食提供開始

※令和6年度に「玉名市学校給食施設在り方検討委員会」を開催予定。

6 業務の内容

(1) 学校給食に関する現状把握及び課題の整理

学校給食施設の立地状況、施設規模、調理能力、運営状況（運営方法、衛生管理基準との適合性、アレルギー対応等）、児童生徒数の推移等を確認し、現状の課題を整理する。

(2) 基本方針の検討

(1) の現状把握と課題の整理を踏まえ、学校給食施設の再編に係る基本的な考え方を検討し、基本方針として整理する。

(3) 学校給食施設の再編検討

(2) の基本方針を踏まえ、効果的かつ効率的であると考察される施設再編（案）を提案する。提案にあたっては、以下のア～オについて検討すること。

ア 配送計画の検討

既存給食センターから各配送校までの配送時間、配送車数の検討を行い、2時間以内喫食が可能な配送計画を検討する。

イ アレルギー対応食の提供方法の検討

既存施設を改修した場合のアレルギー対応食の提供方法（アレルギー対応食の提供食数、アレルギー対応食専用調理室の必要面積、提供方法等）を検討する。

ウ 改修計画の検討

既存施設の平面図をもとに、極力、増築が生じないように、概略の改修計画（モデルプラン）を作成する。

エ 改修費の算定

学校給食施設の再編による既存施設の概算の改修費（建物及び付帯設備の改修費、厨房設備の更新費）を算出し、検討を行う。

オ 改修スケジュールの検討

学校給食施設の再編に向けた既存施設の改修スケジュールを作成する。

(4) 報告書の作成

上記で検討した内容を取りまとめ、報告書を作成する。

7 協議

(1) 打合せ協議は、初回、中間時2回、成果品納品時の計4回とする。

(2) 必要と認められる場合には中間打合せの回数を増やすものとする。

8 成果品の納品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 2部
- (2) 業務報告書概要版 2部
- (3) 業務報告書の電子媒体(CD-R等) 1式

9 その他

(1) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。

(2) 受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について、本市の担当者と連絡を密にすること。

(3) 受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。また、受託者が本業務の一部について再委託しようとする場合は、あらかじめ本市の承認を得なければならない。

(4) 業務に必要な資料で市が所有している提供可能な資料については、貸与する。この

場合、業務が完了した後、速やかに返却すること。

- (5) 受託者は、業務期間中に調査検討し作成した資料は、随時、市に電子データで提供できるようにしておくこと。なお、提供する電子データについては、汎用性が高く、修正等ができるファイル形式で作成すること。
- (6) 受託者は、本業務を行う上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、市と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (8) 本業務で得られた成果品の管理及び権利の帰属は全て本市のものとし、受託者は許可なく公表してはならない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。